

## 議案第92号 小松島市行政情報公開条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

令和5年4月施行の個人情報保護法改正により、個人情報の定義の全国的な統一等が図られるのにあわせ、行政情報公開制度における不開示情報の規定を改めるとともに、行政情報開示手数料を無料とする改正等を行うもの。

小松島市行政情報公開条例(平成12年小松島市条例第47号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった行政情報に、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「<u>非開示情報</u>」という。)が記録されている場合を除き、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報</u></p>	<p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があった行政情報に、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「<u>不開示情報</u>」という。)が記録されている場合を除き、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、<u>図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)</u>により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)<u>。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></u></p> <p><u>ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u></p>	<p>改正</p> <p>改正</p>

イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名(ただし、公にすることにより個人の正当な利益が損なわれるおそれがないと認められる場合に限る。)

(3)～(7) 略

(行政情報の部分開示等)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政情報に、非開示情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、これらの情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を失わない程度に分離

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員及び職員、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)並びに独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(氏名にあっては、公にすることにより個人の正当な利益が損なわれるおそれがないと認められる場合に限る。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(7) 略

(行政情報の部分開示等)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政情報に、不開示情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、これらの情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を失わない程度に分離

改正

<p>できるときは、当該<u>非開示情報</u>に係る部分を除いて開示しなければならない。</p>	<p>できるときは、当該<u>不開示情報</u>に係る部分を除いて開示しなければならない。</p>	<p>改正</p>
<p>2 実施機関は、<u>非開示情報</u>が記録された行政情報であっても、期間の経過により当該行政情報を開示しない理由がなくなったときは、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(行政情報の存否に関する情報)</p>	<p>2 実施機関は、<u>不開示情報</u>が記録された行政情報であっても、期間の経過により当該行政情報を開示しない理由がなくなったときは、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(行政情報の存否に関する情報)</p>	<p>改正</p>
<p>第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、<u>非開示情報</u>を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>(開示請求に関する決定等)</p>	<p>第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、<u>不開示情報</u>を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>(開示請求に関する決定等)</p>	<p>改正</p>
<p>第10条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に当該開示請求に対する開示又は<u>非開示</u>の決定(行政情報の一部を開示しない旨の決定及び行政情報が存在しないことその他の理由により開示請求を拒否する決定を含む。以下同じ。)を行い、速やかに開示請求者に書面により通知しなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>第10条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に当該開示請求に対する開示又は<u>不開示</u>の決定(行政情報の一部を開示しない旨の決定及び行政情報が存在しないことその他の理由により開示請求を拒否する決定を含む。以下同じ。)を行い、速やかに開示請求者に書面により通知しなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>改正</p>
<p>2 実施機関は、前項の規定により<u>非開示</u>の決定をしたときは、その理由を併せて通知するものとする。この場合において</p> <p>(1) 略</p>	<p>2 実施機関は、前項の規定により<u>不開示</u>の決定をしたときは、その理由を併せて通知するものとする。この場合において</p> <p>(1) 略</p>	<p>改正</p>

(2) 非開示の決定をした行政情報が、期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示又は非開示の決定をすることができないときは、開示請求のあった日の翌日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定によりこの期間が延長された場合にあつては、その延長後の期間)内に開示又は非開示の決定をしないときは、開示請求者は、その請求に係る行政情報の開示をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(著しく大量な開示請求に係る開示又は非開示の決定の特例)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政情報が著しく大量であるため、開示請求のあった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示又は非開示の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、当該請求に係る行政情報の相当部分につき、当該期間内に開示又は非開示の決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示又は非開示の決定をすれば足りる。この場合におい

(2) 不開示の決定をした行政情報が、期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示又は不開示の決定をすることができないときは、開示請求のあった日の翌日から起算して44日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定によりこの期間が延長された場合にあつては、その延長後の期間)内に開示又は不開示の決定をしないときは、開示請求者は、その請求に係る行政情報の開示をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(著しく大量な開示請求に係る開示又は不開示の決定の特例)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政情報が著しく大量であるため、開示請求のあった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示又は不開示の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、当該請求に係る行政情報の相当部分につき、当該期間内に開示又は不開示の決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示又は不開示の決定をすれば足りる。この場合におい

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

改正

て、前条第4項の規定は、適用しない。

(第三者保護の意見聴取)

第12条 開示請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、開示又は非開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(費用の負担)

第14条 この条例の規定による行政情報の開示に係る手数料は、小松島市事務手数料条例(平成12年小松島市条例第2号)で定める。

2 この条例の規定に基づき行政情報の写しの交付を受けるものは、小松島市規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求があった場合の措置)

第15条 第10条第1項の決定又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、当該審査請求の全部を認容するとき(第12条第2項に定める反対意見書が提出されている場合及び当該審査請求の全部を認容することについて反対する旨の参加人の意見書が提出されている場合並びに口頭

て、前条第4項の規定は、適用しない。

(第三者保護の意見聴取)

第12条 開示請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、開示又は不開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(費用の負担)

第14条 この条例の規定による行政情報の開示に係る手数料は、無料とする  
—。

2 前項の規定にかかわらず、この条例の規定に基づき行政情報の写しの交付を受けるものは、小松島市規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求があった場合の措置)

第15条 第10条第1項の決定又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、当該審査請求の全部を認容するとき(第12条第2項に定める反対意見書が提出されている場合及び当該審査請求の全部を認容することについて反対する旨の参加人の意見書が提出されている場合並びに口頭

改正

改正

改正

意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。) 又は当該審査請求が不適法であることを理由として却下するときを除き、小松島市情報公開審査会

に諮問し、その答申を尊重し、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

2 略

3 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 略

(2) 審査請求に係る非開示決定を変更し、当該審査請求に係る行政情報を開示する旨の裁決(開示請求者以外のものである参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

4 小松島市情報公開審査会の組織、権限、審査方式、調査方法、審議手続その他運営に関する事項については、別に条例で定める。

5 審査庁は、第1項の審査請求がなされた場合、行政不服審査法第9条第1項に基づく審理員の指名については、これを行わないものとする。

(会議の公開)

第17条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その

意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。) 又は当該審査請求が不適法であることを理由として却下するときを除き、小松島市行政不服審査会条例(令和4年小松島市条例第

号)第1条に規定する小松島市行政不服審査会に諮問し、その答申を尊重し、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

2 略

3 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 略

(2) 審査請求に係る不開示決定を変更し、当該審査請求に係る行政情報を開示する旨の裁決(開示請求者以外のものである参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

4 審査庁は、第1項の審査請求がなされた場合、行政不服審査法第9条第1項に基づく審理員の指名については、これを行わないものとする。

(会議の公開)

第17条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その

改正

改正

削る

改正

<p>会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>非開示情報</u>が含まれる事項について審議，審査，調査等を行う会議を開催する場合</p> <p>(2) 略</p>	<p>会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>不開示情報</u>が含まれる事項について審議，審査，調査等を行う会議を開催する場合</p> <p>(2) 略</p>	<p>改正</p>
--	--	-----------